職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月24日

鳥取県人事委員会委員長　佐　　蔵　　絢　　子

鳥取県人事委員会規則第39号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改　正　後	改　正　前
（選考により採用する職） 第19条　次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第３項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。 （１）～（５）　略 （６）　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職 ２　略	（選考により採用する職） 第19条　次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第３項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。 （１）～（５）　略 ２　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。